

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」に係る意見・質問に対する回答

※本回答は事業概要書公表段階における市の方針であり、今後変更となる可能性があることに留意して下さい。

※計画的点検数量について管きよ延長を訂正 誤り 14,421.32m ⇒ 正 41,680m

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
1	要求水準書	29	4	7	2	3	イ	計画点検	保守点検業務における計画的点検数量としてマンホール1,221基及び管きよ14,421.32m（訂正数量約41,680m）との事ですが、10年間のトータル稼働日としてマンホールが40.7日（公益社団法人日本下水道協会標準作業量30箇所/日）、管きよが148.8日（公益社団法人日本下水道協会標準作業量280m/日）となり、年間作業日数はマンホール及び管きよを合わせて約19日です。御自治体のウォーターPPP事業の基本方針である「地元企業との最大限の連携、災害、事故等への緊急対応力の強化」として、地元企業の育成が重要事項となっており、地元企業の育成として知識や技術の習得を考えると、年間の日常業務を安定的に提供し、業務量を確保する事で、突発的な災害や事故等の緊急対応ができると考えています。予定数量から年間19日程度の業務量では手間やリスクが高い緊急対応業務を担っていただく事は理解が得られないと考えております。計画的点検業務量を増やし、年間を通した平準的な業務量から地元技術者の育成と資機材の活用をする事で、将来的に地元で維持管理全般を担える体制作りを構成企業と一緒に進められるようにご検討お願いいたします。	ご意見については今後の検討の参考とします。
2	要求水準書 (別紙及び参考資料)	1						別紙-1 業務の履行に必要な有資格者	下水道管路施設の維持管理（点検・調査）において、有資格者を活用した機器の操作や目視・画像判定等で重要な役割があります。国土交通省「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」では、公益社団法人日本下水道管路管理業協会の資格者制度である下水道管路管理総合技士・下水道管路管理主任技士・下水道管路管理専門技士（調査部門）が技術者資格登録簿に登録されており、この度のウォーターPPPにおける現場調査や点検業務で活用できると考えています。調査・点検技術の品質確保の観点から採用のご検討をお願いいたします。	現時点では法令上必要な資格者のみを設定することとしている。採用については今後の検討とします。
3	その他							事業について	現時点で想定しているWPPPの事業費についてご教示いただけますでしょうか。	現在精査を行っているところです。
4	事業概要書	1	3					基本方針	地元企業との連携について、技術継承を含めて市としてイメージしている部分はあるのか？	10年間の事業期間を通じて地元企業が担える業務範囲を広げるとともに、官民連携事業の理解を深めていただくことを想定しています。
5	その他								今後の下水道料金の改定は予定されているか？	4年に1度料金の適正水準を見直すこととしており、次回は令和7年度から適正水準の検討・検証を行う予定であります。その結果により必要性が確認されれば料金の改定をおこなうこととなります。
6	その他								今回のウォーターPPPを10年間実施した後の展望はあるか？	現時点で明確な展望はありませんが、今後官民連携の推進は必要と考えており、本事業期間を通じて当市の事業において持続可能な事業運営を実施可能な手法を検討していきます。
7	事業概要書	2	3	3				参加資格要件	運転管理・保守管理の実績要件については協力企業の実績では要件を満たさないという認識でよいのか？	ご認識のとおりです。
8	事業概要書	2	1					スケジュール	リスク分担や要求水準書が改めて示される時期はいつ頃か？	リスク分担については実施方針（案）を公表するタイミングで改めて提示することを予定しています。要求水準書については募集要綱を公表するタイミングを想定しておりますが、実施方針（案）公表のタイミングで暫定版を公表することも検討しています。
9	要求水準書	14	1					モニタリング	地元企業との連携、技術継承、活用といった内容についてはモニタリングの項目となってくるのか？	モニタリングでのチェック項目とすることを想定しています。
10	その他								地元企業との連携については事業を見据えて先行して行っていくことは考えているか？	事業開始後に市が関与しながら連携を図っていくことを想定しています。
11	事業概要書	7	1	5				事業スキームイメージ【更新支援型】※4	事業期間中に移行予定の工水管理工事については詳細未定につき、本事業応札時の金額には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
12	事業概要書	8	1	6				表1	表3段目W-PPP更新支援型-下水道管路に「管渠・人口・汚水枦・お水マンホールポンプ場」とありますが、「汚水枦」は誤記と思われませんか？	調査、清掃、修繕等について汚水枦も対象となるため記載しています。
13	事業概要書	8	1	6		(1)		義務事業 下水道管路	管渠の閉塞等の緊急対応は含まれますか。	ご認識のとおりです。
14	事業概要書	8	1	6		(1)		義務事業 水道管路（基幹施設）	漏水等の緊急対応が含まれますか。	ご認識のとおりです。ただし、断水作業等については事業者のみで行うものでなく市との協働をおこなうことを想定しています。
15	事業概要書	8	1	6		(1)		義務事業 工水施設	緊急対応で想定される事象をご教示ください。	要求水準書「5-4-1. 管理業務の要求水準（3）緊急対応業務」及び要求水準書別紙-3に記載のとおりです。
16	事業概要書	8	1	6		(1)	表1	W-PPP(更新支援型⇒更新実施型)工事監理※3	前述同様に、詳細は事業開始後決定につき施工管理費については本事業応札時には含まれないと認識します。	施工監理費については更新実施型、更新支援型にかかわらず事業に含まれるため、応札時には施工監理費を含むものと考えます。
17	事業概要書	9	1	6		(1)		義務事業	表1※4に記載されている「市が指定する業者」はどのような形で本事業に参加することを想定されていますか。	当該業務の申請受付時に市が施工業者を決定することを指します。
18	事業概要書	10	1	8		(2)		附帯事業	補助金等の対象となる付帯事業を提案した場合、対象となる補助金等が獲得されることを条件に実施することは可能でしょうか。	補助金等の対象となる提案を採用した場合は補助金等が交付されることを条件とします。なお、翌年度以降の事業化については、協議により決定することを想定しています。
19	事業概要書	9	1	6		(2)		附帯事業	付帯事業を提案書で提案した場合、その実施について優先交渉期間中の協議で最終的な要求水準書に定められるという理解でよろしいでしょうか。	提案の採用が決まった場合については、ご認識のとおりです。
20	事業概要書	9	1	6		(2)		附帯事業	(3) 任意事業において「事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。」ことから、附帯事業についても事業期間中に提案することは可能ですか。	ご認識のとおりです。
21	事業概要書	9	1	7				事業期間	引継ぎ期間について、「実施契約締結～令和9年3月31日」とされていますが、どの程度の期間を想定されていますでしょうか。	期間は3～4ヶ月を想定しています。実施契約締結後、速やかに引継ぎを開始する予定としており、契約締結時期に応じて引継ぎ開始時期を早めることも可能と想定しています。
22	事業概要書	10	1	9				プロフィットシェア	プロフィットシェアの発動は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。併せて、提案時にはプロフィットシェアの具体手法を問われないという理解でよろしいでしょうか。	前者についてはご認識のとおりです。後者については提案を求める可能性があります。（詳細は募集要項公表時に示します。）

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
23	事業概要書	11	2	3	1		①	応募者の構成	SPCからの業務委託先は、すべて協力企業とみなされるのでしょうか。	応募グループ内でSPCに出資しない企業のみを「協力企業」として位置付けます。なお、応募グループ外の企業への業務委託を妨げるものではありません。
24	事業概要書	12						応募者の構成	①において、単体企業の場合は「応募企業」、複数で応募する場合は「応募グループ」、そのうちSPCに出資する企業を「構成員」、出資しない企業を「協力企業」と定義されています。応募グループにおいて、それぞれの企業の立場を明確に区分するため、応募グループすべての企業を「構成員」または「構成企業」そのうちSPCに出資する企業を「出資企業」出資しない企業を「協力企業」、出資企業のうち代表となる企業を「代表企業」と定義するのはいかがでしょうか。また構成企業に属さない企業（地元企業等他のグループへも参加も可）についても呼称（関係企業など）を設けると、より各々の企業の立ち位置が明確になるかと思えます。＜参考イメージ図 添付＞	明確化したものを募集要項公表時に示します。
25	事業概要書	12	2	3	1		⑦	応募者の構成	「応募企業、構成員又は協力企業を支配している者」に該当する者についてご教示ください。	会社法第2条第3号及び第4号に規定する「支配」と同様の基準（応募企業の親会社、筆頭株主（議決権の過半数を保有している者）等）で判別することを想定しています。
26	事業概要書	12	2	3	1	(1)		2-3. 応募者の参加資格要件 2-3-1. 応募者の構成	応募グループはSPCに出資する構成員と出資しない協力企業ととなり、協力企業はSPCの構成員（出資する企業）でなくてもよいという解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	事業概要書	12	2	3	1			応募者の構成	④に記載のあるSPCは、建設業の許可は必要無いという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	事業概要書	11	2	3	1		⑥	応募者の構成	本事業に有用な技術を有効活用するため、契約後に当該事業者が、他グループに参画した企業を取引先として業務を依頼することは可能でしょうか。	可能です。
29	事業概要書	12	2	3	2		③	応募者の構成	構成員から代表となる企業（「代表企業」）は、登記簿上の本店・代表取締役ではなく、新居浜市入札資格審査に記載している者でよろしいでしょうか。（すなわち、〇〇株式会社代表取締役社長××ではなく、〇〇株式会社四国支社 支社長△△ 等でよろしいでしょうか。）	ご認識のとおりです。
30	事業概要書	12	2	3	2		③	応募者の構成	前述同様に、当該プロポーザルにかかわる一連の書類は、新居浜市入札資格審査に記載している者（すなわち、〇〇株式会社 代表取締役社長××ではなく、〇〇株式会社四国支社 支社長△△ 等）によって行うことでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
31	事業概要書	14	2	3	3	(2)	ウ	工事を担当する企業	ア③④については、「構成員が満たす」となっており、機械工事/電気工事実施企業はSPC出資が必須と考えてよろしいでしょうか。	実施する全ての企業に求めるかは今後の検討とします。
32	事業概要書	14	2	3	3	(1)	ア	③～⑩	実績を証明する方法（確証等）について、どのようにを想定されていますか。	テクリス登録証による確認を想定しています。登録がない場合、契約書や担当者がその業務に携わったことがわかる書類等で確認します。
33	事業概要書	14	2	3	3	(2)	ア	③～⑤	実績を証明する方法（確証等）について、どのようにを想定されていますか。	コリンズ登録証による確認を想定しています。登録がない場合、契約書や担当者がその業務に携わったことがわかる書類等で確認します。
34	事業概要書	15	2	3	3	(2)	オ		新たに構成員又は協力企業として追加される企業は、応募時に他の応募企業、構成員又は協力企業であっても良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
35	事業概要書	17	2	4	3			審査結果の公表	優先交渉権者のみ公表されるのでしょうか。	審査全般について公表を予定しています。
36	事業概要書	17	2	4	5				実施契約、要求水準書の調整とは、具体的にどのような内容の調整を想定していますか。	競争的対話において出された意見を受け、応募全グループに共通する事項で改善すべき内容があれば、調整・内容修正を行い、HP上で公表する予定です。
37	事業概要書	17	2	5		(3)		優先交渉権者による準備行為	「業務開始に向けた準備行為」は基本協定の締結後に開始できるものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
38	事業概要書	17	2	5		(4)		実施契約の締結	特別目定会社（SPC）が市と契約する実施契約とはどのような構成のものを想定されていますか。	本事業にかかる役割と責任、設計、建設、維持管理等に関する条件、リスク分担、契約変更や終了等を規定する予定です。
39	事業概要書	18	3	3				事業の実施状況のモニタリング	モニタリング判断基準の公表時期は実施契約締結時という理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
40	事業概要書	18	3	3				事業の実施状況モニタリング	モニタリングの具体的方法については「実施契約書において定める」となっていますが、事業者の運営費用増になるため、過度にならないようご配慮願います。	詳細は募集要項公表時に示します。
41	事業概要書	18	3	3				事業の実施状況のモニタリング	第三者によるモニタリングは想定されていますか。	第三者として事業評価委員会によるモニタリングを想定しています。
42	事業概要書	38	5	(3)					事業・運営方針等で、市とSPCの意見が相違し、SPCの経営判断により事業が継続できないとした場合は、事業者から契約解除ができることとして頂きたいと願います。	市、事業者それぞれの責めに帰すべき事由、不可抗力、法令等の変更による契約解除を規定する予定です。
43	事業概要書	39	5	2	4	(4)		意見書・質問書に対する回答方法	「意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、随時市のホームページにおいて公表」とありますが、市が公表が必要でないと判断した質問の回答は別途頂けるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	事業概要書	42	別紙 2			(1)	エ	(有資格者等)	既設蒸気ボイラーが温水ボイラーに更新された場合、③④ボイラー技士資格は不要になります。その場合は除外して良いでしょうか。	更新されたボイラーに応じた有資格者を含めることと想定しています。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
45	事業概要書	42	別紙2			(2)	ア	(有資格者等)	し尿浄化槽汚泥受入施設の総括責任者と下水処理場の総括責任者の兼任は可能ですか？	ご認識のとおりです。
46	事業概要書	44	別紙3					リスク分担(案)	(経済リスク)(物価変動) 「一定の範囲」を判断基準をご教示ください。	詳細は募集要項公表時に示します。
47	事業概要書	44	別紙3	表 リスク 分担 (案)(1/3) 共通				社会リスク住民対応	受注者が瑕疵なく実施している通常業務に起因する住民反対運動、訴訟、要望等への対応は「本業務を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動、訴訟、要望等への対応」と読み替えて、市側対応とさせていただきます。お願いします。	市側での対応を予定しています。
48	事業概要書	44	別紙3	表 リスク 分担 (案)(1/3) 共通				社会リスク第三者損害	天災あるいは要求水準書の条件を超えるような事態の際、事業者が必要な措置(危機管理マニュアル等)を実施してもなお被害の発生を避けることができなかった場合は「上記以外のもの」との理解です。	受注者の責に帰すべき事由がある場合は受注者のリスクとして考えます。なお、責に帰すべきが明瞭でない内容については協議によることを想定しています。
49	事業概要書	44	3	1				別紙3リスク分担(案) 社会的リスク 第三者損害	「劣化個所の報告不備」とありますが、通常の点検(目視等)で発見するのが困難な上工下水管路の埋設管の劣化について除外いただきたい。	表記誤りのため削除します。
50	事業概要書	44	別紙3	表 リスク 分担 (案)(1/3) 共通				不可抗力リスク	前述の通り、天災あるいは要求水準書の条件を超えるような事態の際、事業者が必要な措置(危機管理マニュアル等)を実施した場合は、「受注者の責に帰すべき事由ではない」との理解です。	No.48に同じです。
51	事業概要書	45	別紙3					リスク分担(案)	(瑕疵担保リスク) 事業開始後に事業者の運転操作に瑕疵がなく、経年劣化で発生した「物理的な瑕疵」は、発注者リスクとしていただきたくお願いします。	事業開始以後の事象(補修、点検、運転等)に由来する瑕疵を意図します。
52	事業概要書	45	別紙3	リスク 分担 (案)	計画		SM計 画策 定リ スク	計画申請	SM計画の最終決済権は発注者にあることでよろしいでしょうか。事業者は計画書の作成を行い、発注者が承認するものとして認識しています。※特に2回目のSM計画については、WPPP事業終了後のSMとなるため、事業者側で責を負うことが困難です。	ご認識のとおりです。
53	事業概要書	46	別紙3					別紙3リスク分担(案) 上 工水 施設 水質変動	想定されている状況をご教示ください。また、過去発生した水質の変動をご教示ください。	水質変動は主に濁度上昇によるものを想定しています。 過去の事例としては水道においては湧水や水源付近の河川の急激な水位変動に伴う濁度上昇、工業用水道においては台風や大雨による原水の水質変動等が発生しています。
54	事業概要書	46	別紙3	表 リスク 分担 (案)(3/3) 共通				機能リスク 下水・上水・工水： 施設・設備の損傷 雨水(仕様)： 劣化に伴う施設・設備の 損傷	「受注者が適切な維持管理を行わなかったこと」あるいは「受注者が適切な維持管理を行っていたこと」の立証は、発注者と合意した記録書(業務日報・点検報告書等々)、あるいはモニタリングの指摘事項から直接的・合理的に判断されるものとしていただきたくお願いします。	基本的には記載のような判断としますが、報告書の確認やモニタリングの結果等によらず、受注者が適切な維持管理を行わなかった可能性が認められる場合、市は状況を確認のうえ、判断する場合があります。
55	事業概要書	46	別紙3	リスク 分担 (案)	機能 リス ク		下 水・ 上水・ 工水	施設・設備の損傷	「適切な維持管理」の判断基準を明示いただきたい。要求水準書別紙に含まれている点検内容を満足すれば良いですか？	要求水準書及び事業者からの提案、事業実施計画書等の契約書類に基づく維持管理を想定しています。
56	事業概要書	46	別紙3					機能リスク 下水・上 水・工水 施設・設備の損傷	受注者のリスクに〇となっていますが、「劣化・老朽化」を完全に防ぐことは困難です。どういった場合を想定していますか。	技術提案や要求水準において実施が求められている処置や、点検業務の中で実施されるべき軽微な修補などが適切に実施されていなかった場合などを想定しています。
57	事業概要書	46	別紙3					機能リスク 雨水(仕様)劣化に伴う施設・設備の損傷	受注者のリスクに〇となっていますが、劣化を防ぐことは困難です。どういった場合を想定していますか。	要求水準において実施が求められている処置や、保守点検の中で実施されるべき軽微な修補などが適切に実施されていなかった場合などを想定しています。
58	事業概要書	46	別紙3	表 リスク 分担 (案)(3/3) 共通				その他リスク 下水・上水・工水 緊急時の対応緊	「緊急時の対応及び発注者への報告責任」につきましては、「緊急時の対応」と「発注者への報告責任」の二項目に分割いただき、「緊急時の対応」については、天災や要求水準を超えるような事態は発注者側にも「〇」としていただきたくお願いします。	今後の検討とします。
59	事業概要書	46	別紙3					業務終了時/機能リスク	「業務終了時における施設状態の要求水準書未達」とは事業者に瑕疵があった場合のみと考えてよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由による未達の場合を想定しています。
60	要求水準書	1	1	2				要求水準書の位置づけ	契約締結時には、要求水準書は事業者による提案事項を反映し、新たに改訂されて発行されるのでしょうか。	提案事項を反映することを目的とした要求水準書の改訂は行いません。技術提案書等も契約書類の一部としたうえで、提案内容を盛り込んだ業務計画書を作成することとします。
61	要求水準書	2	1	4				業務範囲	SPCから当該工事を発注する手続きは、市が発注していた手順・方法(すなわち入札方式)と同様にしなければならないのでしょうか。あるいは選定理由が合理的に立証され、選定過程が透明性を保つことを条件に、民間商慣行による調達手続としてよろしいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
62	要求水準書	2	1	5	(4)	(イ)		実施体制	事業者とはSPCのことを指し、業務遂行責任者とはSPCを統括する者と理解して良いでしょうか。「業務遂行責任者」の資格要件はありますか。	ご認識のとおりです。資格要件については募集要項公表時に示します。
63	要求水準書	2	1	5	(4)	(イ)		業務遂行責任者	専任・常駐は必要でしょうか。また各業務(概要書42ページ)の総括責任者との兼務は可能ですでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
64	要求水準書	2	1	5		(4)	(イ)		従事者とは事業者（SPC）から業務を受託した業者（企業）と理解して良いでしょうか。	「従事者」とは、SPCに所属し、本事業に従事する人を指します。
65	要求水準書	3	1	5		(4)	(ウ)	実施体制	「必要な各種マニュアル」の発注者の承認行為は必要でしょうか。提出義務までとさせていただきます。	今後の検討とします。
66	要求水準書	3	1	5		(4)	(ウ)		SPCが事業者となる場合、運転管理業務の実施に必要な有資格者は、SPCが委託した企業で選任することで良いでしょうか。	SPCが委託した企業から選任してください。
67	要求水準書	3	1	5		(4)	(エ)		SPCが事業者となる場合、コンサルタント業務の実施に必要な有資格者は、SPCが委託した企業で選任することで良いでしょうか。	SPCが委託した企業から選任してください。
68	要求水準書	3	1	5		(4)	(オ)		改築工事の実施に際して必要な技術者（監理技術者又は主任技術者及び現場代理人）とは、発注者であるSPCより当該業務を受注した企業（従事者）が建設業法にもとづいて元請として監理技術者・現場代理人を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
69	要求水準書	3	1	5		(5)	(ア)	地元企業の活用・連携	地元企業の活用度合は、採択基準に影響しますか。影響する場合、基準は発注予定金額でしょうか。それとも企業数でしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
70	要求水準書	3	1	5		(5)	(イ)	地元企業の活用・連携	「技術補充ができる体制」とは、どのようなものを想定していますか。	提案者により検討する項目とします。
71	要求水準書	3	1	5		(5)	(ウ)		危機管理マニュアルの整備はいつ頃を想定していますか。詳細な危機対応を検討する期間をいただきたいと存じます。	今後の検討とします。
72	要求水準書	3	1	5		(6)	(ア)	危機管理対応	発注者が想定している緊急事態とは具体的にどのような事象を想定していますか。	要求水準書（素案）に記載のとおりです。
73	要求水準書	3	2	1		(1)		基本事項	事業実施計画書の作成対象は、それぞれ全て必要でしょうか。 上水(管路、水源)、 工水(管路、給水施設)、 下水(処理場、管路)、 雨水P 管渠面整備 汚水橋	要求水準書に記載のとおり、全ての施設を対象とし、(ア)～(オ)の事業実施計画書を作成するものとします。なお、施設ごとに個別に作成する必要はありません。
74	要求水準書	3	2	2		(1)		5箇年事業実施計画書	「改築」の対象設備は発注者殿より事前に指定されると考えてよいでしょうか。	第Ⅰ期については発注者より示すストックマネジメント計画に基づくものと想定しており、第Ⅱ期については、事業者で見直すストックマネジメント計画に基づくものと想定しています。
75	要求水準書	3	2	2		(2)		5箇年事業実施計画書	可能であれば提出日を事前に指定願います。 ※各書類同様です。	詳細は契約書（案）公表時に示します。
76	要求水準書	3	2	4		(1)		5箇年修繕計画書	「修繕」対象機器は発注者殿より指定はありますか。事業者側で自由に設定してよいでしょうか。	現段階で発注者からの指定はありませんが、指定機器が生じた場合は協議により設定することを想定しています。
77	要求水準書	3	2	4		(1)		5箇年修繕計画書	「事業実施計画書」には、「改築」が含まれているが、「修繕」が別書類としている理由はありますか。要素を満たしていれば、一体の書類で提出しても良いでしょうか。	要素を満たしていれば、一体の書類としての提出を認めます。
78	要求水準書	7	3	3					「事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする」とありますが、これは事前に想定していなかった新たな事項（業務）となります。この場合の費用については、別途市と協議することで良いでしょうか。	事前に想定できない新たな業務については、協議をおこないます。なお、当該文章は、事前に想定できない新たな業務に限定しておらず、業務履行上で必要な事項全般を指します。
79	要求水準書	8	3	3		(1)	(ア)	②水道施設の要求水準 調達管理業務	（場外施設のみ）とはどこを指しますか。	本事業の対象施設を指します。
80	要求水準書	8	3	4	1	(2)	(ア) (イ) (ウ)		SPCの責任において実施する“実費精算”につきまして、SPCの管理費を含めた精算をお願いします。	統括管理業務に含むものと考えます。
81	要求水準書	9	3	4	2	(1)	(ア)	保守管理業務	「著しい損傷が無い状態」とは経年（10年間）の劣化を考慮した状態と理解して良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
82	要求水準書	9	3	4	2	(2)	(ア)		「補修・調整を事業者の負担で行うものとする」とありますが、通常の点検業務ではなく別途体制を整えて行う作業については、突発修繕費の対象としていただきたいと存じます。	内容に応じて協議により承認します。
83	要求水準書	9	3	4	2	(2)	(イ)		「軽微なものについては負担で行うものとする」とありますが、通常の点検業務ではなく別途体制を整えて行う作業については、突発修繕費の対象としていただきたいと存じます。	No. 82に同じ。
84	要求水準書	9	3	4	2	(2)	(ウ) (エ) (オ)		法令点検等の再委託を想定している費用については、物価変動による契約金額の見直し対象にしたいと存じます。	物価変動による見直し対象と想定しています。
85	要求水準書	10	3	4	2	(3)		衛生管理業務	樹木の剪定・除草が委託業務に含まれている施設（水源施設及び工水施設を除く）では、薬剤の散布等は認められるのでしょうか。	指定の無い施設での薬剤の散布は可能です。
86	要求水準書	10	3	4	3	(1)	(イ)	突発修繕の想定費用、上限額	「・・諸経費の算定方法」とはSPCの諸経費率等について、その算定方法を協議する、ということが良いでしょうか。「上限額を130万円」の内訳はSPCの管理費相当分を含めるものと理解しています。	緊急を要することによる諸経費の増加について協議するという意図です。
87	要求水準書	10	3	4	3	(1)	(ウ)	突発修繕の費用提示時期	「事業者は、突発修繕の実施に際し“事前”に当該突発修繕の内容・費用を市に提出し承諾を得る」の“事前”とは、修繕事由が発生・修繕内容確認後であり、当該修繕業務の作業着手前との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
88	要求水準書	10	3	4	3	(1)	(エ)		「突発修繕に係る費用を変更する必要が生じたとき」とはどのような状況を想定されていますか。	予定していた修繕工法等について、やむを得ない理由により変更が必要になった場合などを想定しています。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
89	要求水準書	11	3	5					「事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする」とありますが、これは事前に想定していなかった新たな事項（業務）となります。この場合の費用については、別途市と協議することで良いでしょうか。	No. 78に同じ。
90	要求水準書	12	3	6	1	(3)	(ア)		①対象施設 1 1 橋とはどれを指しますか。	開示資料に追加します。
91	要求水準書	12	3	6	2	(1)	(ウ)		「・・諸経費の算定方法」とはSPCの諸経費率等について、その算定方法を協議する、ということが良いでしょうか。「上限額を130万円」の内訳はSPCの管理費相当分を含めるものと理解しています。	No. 86に同じ。
92	要求水準書	12	3	6	2	(1)	(エ)		「突発修繕に係る費用を変更する必要があるとき」とはそのような状況を想定されていますか。	No. 88に同じ
93	要求水準書	13	4	3					「事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする」とありますが、これは事前に想定していなかった新たな事項（業務）となります。この場合の費用については、別途市と協議することで良いでしょうか。	No. 78に同じ。
94	要求水準書	14	4	3	1	(1)	(イ)	③異常時の水質検査	過去に発生した異常時の頻度/分析対象/分析項目を開示ください。	開示資料に追加します。
95	要求水準書	15	4	3	2	(1)	(ウ)	保安管理業務	「保安巡視」とP24の「保安管理」との違いをご教えてください。一般に「巡視」とした場合、従事者による定期的な巡回となりますが、「管理」とした場合、監視カメラ等による画像記録や警備会社による機械警備が含まれます。	「保安巡視」を「保安管理」に修正します。
96	要求水準書	15	4	3	2	(5)		情報管理業務	「各種調査・アンケート等の回答作成補助」につきましてどのような内容を想定されていますでしょうか。	国や県からの調査回答に係るデータ提供などの補助を想定しています。
97	要求水準書	16	4	4	1	(2)			「管渠等から溢水しないよう・・」がありますが、処理場への時間当たりの流入水量が増大すると、適正な処理時間が確保できないことが想定されます。その場合P18【表4-4】処理水の要求水準は適用されないとの理解で良いでしょうか。	日最大流入水量が【表4-1】に示す要求水準を超過する場合も【表4-4】に示す要求水準達成のための努力は求めますが、その上で要求水準未達となった場合はペナルティは適用しない方針です。
98	要求水準書	16	4	4	1	(2)	(ア)		「市に委託料の調整を申し出ることが・・」がありますが、この場合の委託料とは、流量増加に伴う電力・薬品等のユーティリティや特別な浸水防止対応にあたった人件費が対象になるのでしょうか。	調達物を対象として想定しています。人件費については今後の検討とします。
99	要求水準書	16	4	4	1	(2)	(イ)		「委託料の支払い停止の処置」について、P16【表4-1】の流入水量を超過した場合は対象外であるという理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
100	要求水準書	17	4	4	1	(3)	(ア)	②本業務で上限とする水質	「流入下水の水質を超えたとき」とは、日常運転業務における分析結果でしょうか。BODの場合、月3回の中試験での分析とされており、サンプリングから結果が出るまで最低5日間のタイムラグがあるが、その期間は常に超過していると考えられるのでしょうか。	適用する水質の考え方については募集要項公表時に示します。
101	要求水準書	17	4	4	1	(3)	(ア)		「市に委託料の調整を申し出ることが・・」がありますが、この場合の委託料とは、要求水準を超えた汚水の処理のために増加した電力・薬品等のユーティリティや特別な対策あつた人件費が対象になるのでしょうか。	調達物を対象として想定しています。人件費については今後の検討とします。
102	要求水準書	17	4	4	1	(3)	(ア)		【表4-3】流入下水の水質管理の要求水準のBOD、SSの数値は日最大値でしょうか。また、【表4-2】のし尿浄化槽汚泥のBOD、SSを含んだ数値でしょうか。	設計上の日平均です。
103	要求水準書	17	4	4	1	(3)	(ア)	水質管理の要求水準	「市及び事業者の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、市と事業者は協議によって決定するものとする。」とありますが、帰責事由の立証法についてご教えてください。	事象発生時に流域内において事業者が流入下水水質の悪化の原因と考えられるような管路施設等の維持管理作業や工事等を行っていないことが確認・立証できた場合、市及び事業者の責めでは無いこととするなど、事象に応じて立証する考えです。
104	要求水準書	17	4	4	1	(3)	(ア)		【表4-3】流入下水の水質管理の要求水準のBOD、SSの数値は【表4-3】のし尿浄化槽汚泥のBOD、SSを含んだ数値でしょうか。下水処理場がし尿浄化槽汚泥の処理能力を有していることを確認するため、事業計画等の容量計算書をお示し願います。	開示資料に追加します。
105	要求水準書	17	4	4	1	(3)	(イ)	②事業者が確保すべき水質	要求水準の項目が6項目に対して、流入条件は2項目しかありません。流入2項目と同様に他の項目についても流入上限を定義していただき、流入超過時には放流水質は免責としていただきたくお願いします。特にT-Pについては水処理が完全な高度処理ではないため、流入超過時の放流水質の担保は困難です。	COD、T-N、T-Pを追加を検討します。流入水質の異常（超過）におけるリスク分担は今後の検討とします。
106	要求水準書	17	4	4	1	(3)	(イ)		「委託料を減額することが・」については、P17【表4-3】の流入下水の水質管理の要求水準を超過した場合は対象外であるという理解で良いでしょうか。	流入水質が【表4-3】に示す要求水準を超過する場合も【表4-4】に示す要求水準達成のための努力は求めますが、その上で要求水準未達となった場合はペナルティは適用しない方針です。
107	要求水準書	18	4	4	1	(3)	(イ)		【表4-4】処理水の要求水準中の管理目標値はBOD、COD、SSは月平均、大腸菌はサンプル採取時、T-N、T-Pは年平均という理解で良いでしょうか。	管理目標値は、下水道法に基づく下水道法水質検査による分析結果です。
108	要求水準書	18	4	4	1	(4)	(ア)	①事業者が確保すべき含水率	要求水準の対象となる含水率測定方法および判断基準(日毎、週毎、月毎および最大値/平均値等)の定義をお願いします。 ※ガイドラインでは月平均 ※流入水量/水質の超過があった場合は該当日のデータを除外？	脱水設備運転日の日平均値です。 除外基準等については今後の検討とします。
109	要求水準書	18	4	4	1	(4)	(ア)		【表4-5】脱水ケーキ含水率の要求水準は月平均との理解で良いでしょうか。	No. 108に同じ。
110	要求水準書	19	4	4	1	(7)	(ア)		「菊水源地からの水利用の費用」についての詳細をご教授ください。	詳細は電気代、薬品（次亜塩素酸ソーダ）、専用回線使用料及び設備補修費です。
111	要求水準書	20	4	4	2	(3)	(ア)	浚渫業務	対象槽および頻度は事業者の判断で良いでしょうか。もしくは発注者から何らかの判断基準を提示されますでしょうか。	受託者が判断し、市との協議により実施することを想定しています。
112	要求水準書	20	4	4	2	(2)	(イ)		「軽微なものについては・・事業者の負担で行うものとする」とありますが、通常の点検業務ではなく別途体制を整えて行う作業については、突発修繕費の対象としていただくをお願いします。	No. 82に同じ。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
113	要求水準書	20	4	4	2	(2)	(ウ)		法令点検等の再委託を想定している費用については、物価変動による委託金額の見直し対象にさせていただきたくお願いします。	No. 84に同じ。
114	要求水準書	20	4	4	2	(3)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	別途契約での処置は想定しておりません。
115	要求水準書	20	4	4	2	(3)	(エ)	浚渫業務	別途契約締結の「管渠等清掃業務」を開示お願いします。	開示資料に追加します。
116	要求水準書	20	4	4	2	(3)	(エ)	浚渫業務	浚渫業務を精算するにおいては、SPCの管理費（検査費等）を含めるとの理解で良いでしょうか。	No. 80に同じ。
117	要求水準書	21	4	4	3	(1)	(ア)		「施設の原状回復を含めた修繕」の現状とは10年間経過後の施設の状態との理解でよろしいでしょうか。また定期修繕計画の費用とは別に原状回復の費用を見込んでおく必要があるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
118	要求水準書	21	4	4	3	(1)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。
119	要求水準書	21	4	4	3	(2)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。
120	要求水準書	21	4	4	3	(2)	(ウ)		「諸経費の算定方法」の諸経費とはSPCの管理費用との認識でよろしいでしょうか。	No. 86に同じ。
121	要求水準書	22	4	4	4	(2)	(ウ)		「実費精算」とはSPCとしてマニフェスト管理・各契約先との調整を行う費用等にかかる諸経費を含むものと理解してよろしいでしょうか。	運搬・処分にかかる費用であり、調整を行う費用は統括管理業務に含むものと考えます。
122	要求水準書	23	4	4	5			受入れ設備の要求水準	現在、ベルト濃縮は受入れ設備側ではなく、下水処理場側で管理していますが、本事業でも同様と考えて良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
123	要求水準書	23	4	5	1	(2)	ア	①事業者が処理すべき水量	事業者が処理すべき水量は「想定受入量」とするとありますが、この想定受入量からの変動に関しては、精算規定が設定されますか。	ご認識のとおりです。
124	要求水準書	23	4	5	1	(4)	(ア)		【表4-2】の想定受入量と実績の受入量に乖離があった場合、事業者が負担する薬品類・その他消耗品類の費用の見直し、あるいは精算等がされるのでしょうか。	ご認識のとおりです。詳細は募集要項公表時に示します。
125	要求水準書	24	4	5	2	(1)	(ア)		「著しい損傷が無い状態」とは経年（10年間）の劣化を含んだ状態と理解して良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
126	要求水準書	24	4	5	2	(2)	(ア) (イ)		「軽微なものについては、事業者の負担で行うものとする」とありますが、通常の点検業務ではなく別途体制を整えて行う作業および資材費用については、突発修繕費の対象としていただきたいと存じます。	No. 82に同じ。
127	要求水準書	24	4	5	2	(2)	(ウ)		法令点検等の再委託を想定している費用については、物価変動による委託金額の見直し対象にさせていただきたく存じます。	No. 84に同じ。
128	要求水準書	24	4	5	2	(3)	(ア)	清掃業務	沈砂等の処分は、「処分先市町村の許可を得た上で」とあるが、関係部署との交渉は事業者が直接行うのでしょうか。	事業者が関係部署との協議を実施し、書類の最終作成は市が行うことを想定しています。
129	要求水準書	24	4	5	2	(3)	(ア)	清掃業務	重金属溶出試験等が必要な場合・・・とはどのようなケースを想定していますか。回数・頻度をお示しく下さい。	処分業者からの依頼があった際を想定しています。令和4年度の事業開始から現在までに実施した実績はありません。
130	要求水準書	24	4	5	2	(3)	(ア)	①	処分先市町村の許可を得た・・・とありますが、これは事業者にて許可を得るものでしょうか。また処分先市町村とはどこを想定していますか。	事業者で許可を得るものとします。なお、処分先市町村の想定はしておりません。
131	要求水準書	25	4	5	2	(3)	(ア)	③	沈砂等の量が、年間90㎡から変動した場合に契約金額の見直し等が行われますか。	見直し対象と想定しております。
132	要求水準書	25	4	5	2	(3)	ア	清掃業務	「事業期間において、事業者が管理すべき沈砂等の量は年間 90 ㎡を予定している。」とありますが、バキューム等を行う浚渫量が90m3に対して、表4-7に記載されているのは廃棄する沈砂量との理解で良いでしょうか。	し尿、浄化槽汚泥受入槽（沈砂槽含む）及びし尿、浄化槽汚泥貯留槽の浚渫での沈砂量は年間90㎡を予定しており、表4-7は、前処理設備から排出されるし尿及び沈砂除去装置から排出される沈砂を指します。
133	要求水準書	25	4	5	3	(1)	(ア)		「施設の原状回復を含めた修繕」の現状とは10年間経過後の施設の状態との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
134	要求水準書	25	4	5	3	(1)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。
135	要求水準書	25	4	5	3	(2)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。
136	要求水準書	26	4	5	4	(2)	(ア)		事業者が行う「一般廃棄物の運搬及び処分に係る契約」とはどのような契約でしょうか。	事業活動により発生する一般廃棄物を想定しています。（可燃ごみ、紙くずなど）
137	要求水準書	26	4	5	4	(2)	(イ)		【表4-7】の予定している廃棄物の運搬・処分量が実績と乖離した場合は、委託金額の見直しや精算の対象となるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
138	要求水準書	27	4	5	5	(1)	イ	情報管理業務	運転、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管する・・・とありますが、これらの書類の保管期限は5年と考えてよろしいでしょうか。	今後の検討とします。
139	要求水準書	27	4	6					「事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定めて市に提案するものとする」とありますが、これは事前に想定していなかった新たな事項（業務）となります。この場合の費用については、別途市と協議することの良いでしょうか。	No. 78に同じ。
140	要求水準書	28	4	7	1	(2)	(イ)		日常点検の頻度・方法については事業者の提案によると考えて良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
141	要求水準書	28	4	7	1	(3)			電力については「事業者の責任と費用により・・・」とありますが、大雨等により流量が増大した場合等の不可抗力時は、電力費用の精算・見直しはされるのでしょうか。	No. 98に同じ。
142	要求水準書	29	4	7	2	(1)	(イ)		「迅速かつ適切に処置できるように準備・・・」とは、事業者と協力企業が連携した体制で処置することで良いでしょうか。	協力企業に限定するものではありません。
143	要求水準書	29	4	7	2	(2)	(ア)		「著しい損傷が無い状態」とは経年（10年間）の劣化を含んだ状態と理解して良いでしょうか。また管渠は地下に埋設されているため、事業開始時の状態確認が困難なため、健全性の確認については、協議の場を設けていただきたいと存じます。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、協議の場を設けることを想定しています。
144	要求水準書	29	4	7	2	(3)	(ア) (イ)		(ア) (イ) の点検（法令点検を除く）は、点検方法、点検時期を事業者が提案して実施することで良いでしょうか。	(イ) については、ストックマネジメント計画を踏まえた上で、適切な点検方法、点検時期等をご提案ください。
145	要求水準書	30	4	7	2	(4)	(ア)	調査・清掃業務	「管渠等清掃業務」に関する情報を開示願います。	開示資料に追加します。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
146	要求水準書	30	4	7	2	(4)	(ア)	④	調査費用には地元企業を管理するSPCの管理費を含んだものを想定費用として提出して良いでしょうか。	No. 80に同じ。
147	要求水準書	30	4	7	2	(4)	(ア)	⑤	「費用を変更する必要が生じたとき」とは貴市と地元企業が締結している単価に変更が生じたとき、との理解で良いでしょうか。	予定していた調査方法等について、やむを得ない理由により変更が必要になった場合などを想定しています。市と地元企業との締結単価の変更が生じたときは③によります。
148	要求水準書	30	4	7	2	(4)	(イ)	③	清掃費用には地元企業を管理するSPCの管理費を含んだものを想定費用として見積提出して良いでしょうか。	No. 80に同じ。
149	要求水準書	30	4	7	2	(4)	(イ)	⑤	「費用を変更する必要が生じたとき」とは貴市と地元企業が締結している単価に変更が生じたとき、との理解で良いでしょうか。	予定していた清掃方法等について、やむを得ない理由により変更が必要になった場合などを想定しています。市と地元企業との締結単価の変更が生じたときは③によります。
150	要求水準書	30	4	7	3	(1)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。
151	要求水準書	31	4	7	4	(1)	(ウ)	情報管理業務	市が想定している「データベースシステム」の仕様その他を開示願います。※GISを必須としている根拠等	データベースシステムは事業者の判断により選定することを想定しております。なお、情報の共有や維持管理の効率化・高度化のため必須としております。
152	要求水準書	31	4	7	3	(1)	(ウ)		「・・諸経費の算定方法」とはSPCの諸経費率等について、その算定方法を協議する、ということが良いでしょうか。	No. 86に同じ。
153	要求水準書	31	4	7	4	(1)	(ウ)		現在市で使用している管路台帳のシステムの詳細についてご教授願います。	開示資料に追加します。
154	要求水準書	32	5	3					「事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする」とありますが、これは事前に想定していなかった新たな事項（業務）となります。この場合の費用については、別途市と協議することで良いでしょうか。	No. 78に同じ。
155	要求水準書	33	5	4	1	(2)			「命令放流量」とは住友共同電力（株）からの指示であり、取水・配水量の決定は受注者の判断でしょうか。その場合の判断基準についてお示しください	「命令放流量」は鹿森ダムからの指示によるものです。配水量は契約企業と上下水道局での契約によるものです。取水量は0.65m ³ /sを超えない原則のもと、受注者の判断で取水量を決定します。
156	要求水準書	33	5	4	1	(2)			命令放流量から、取水・配水量を決定する業務マニュアル等の作成は事業者の業務範囲ですか。	ご認識のとおりです。ただし、現状の運用方法等は市から提供します。
157	要求水準書	33	5	4	1	(3)			緊急対応業務に係る人件費については5-4-1-(4)-(ウ)にて実費精算の対象になりますか。	実費精算の対象として想定しております。
158	要求水準書	33	5	4	1	(4)			事業者の責任で行う調達業務については事業者の管理費を含めた実費精算としていただきたいと存じます。	No. 80に同じ。
159	要求水準書	33	5	4	1	(4)	(イ)		(場外施設のみ)とありますが、具体的な施設範囲についてお示し願います。	本事業の対象施設を指します。
160	要求水準書	33	5	4	2	(1)	(ア)		「著しい損傷が無い状態」とは経年（10年間）の劣化を含んだ状態と理解して良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
161	要求水準書	34	5	4	2	(2)	(ア)		「軽微なものについては・・事業者の負担で行うものとする」とありますが、通常の点検業務ではなく別途体制を整えて行う作業については、突発修繕費の対象としていただきたいと存じます。	No. 82に同じ。
162	要求水準書	34	5	4	2	(2)	(ウ)		計測器類の校正費は、別途精算となりますか？また工水施設には「定期修繕」の項目がありませんが、計測機器類の校正は計画的に実施するものであり、定期修繕に相当すると考えます。	計画的な計測機器類の構成は、保守点検業務の中で併せて行うことを想定しています。
163	要求水準書	35	5	4	3	(1)	(ウ)		「・・諸経費の算定方法」とはSPCの諸経費率等について、その算定方法を協議する、ということが良いでしょうか。	No. 86に同じ。
164	要求水準書	35	5	5					「事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする」とありますが、これは事前に想定していなかった新たな事項（業務）となります。この場合の費用については、別途市と協議することで良いでしょうか。	No. 78に同じ。
165	要求水準書	36	5	6	1	(2)	(ア)		「著しい損傷が無い状態」とは経年（10年間）の劣化を含んだ状態と理解して良いでしょうか。また管渠は地下に埋設されており、事業開始時の状態確認が困難なため、健全性の確認については、協議の場を設けていただきたいと存じます。	No. 143に同じ。
166	要求水準書	36	5	6	1	(3)	(ア) (イ)		点検及び漏水調査においても、方法、頻度等は事業者の提案で実施するもので良いでしょうか。	ご認識のとおりです。重大な事故等が発生しない方法、頻度で提案を求めます。
167	要求水準書	36	5	6	1	(4)	(ア) (イ)		清掃業務においても、方法、頻度等は事業者の提案で実施するもので良いでしょうか。	ご認識のとおりです。重大な事故等が発生しない方法、頻度で提案を求めます。
168	要求水準書	37	5	6	2	(1)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。
169	要求水準書	37	5	6	2	(1)	(ウ)		「・・諸経費の算定方法」とはSPCの諸経費率等について、その算定方法を協議する、ということが良いでしょうか。	No. 86に同じ。
170	要求水準書	40	6	2		(10)			交付金の申請は市が行い、事業者は支援するという形で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
171	要求水準書	40	6	2		(11)			会計実地検査対応は市が行い、事業者は支援するという形で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
172	要求水準書	44	6	4	4		(ア)		水道管路・工水管路の改築工事は「工事監理を行い」とありますがこれはCM（コンストラクションマネジメント）業務と推察します。WPPPガイドラインによると、本事業の事業者は、当該水道管路・工水管路工事の契約者になれないこととなりますが、これは応募グループ（出資企業・協力企業）すべての企業に適用されますか。	今後の検討とします。
173	要求水準書	47	6	5	1	(2)	(イ)	修繕・改築計画の策定	「現在の健全度」とは、業務着手時の令和13年度を現在として良いでしょうか。	計画策定時点（令和13年度を予定）とします。
174	要求水準書	56	6	5	6	(2)	(ア)	基本事項	「b)管理技術員」の資格要件を提示願います。	詳細は募集要項公表時に示します。
175	要求水準書	56	6	5	6		(ア)		下水道管路の改築及び新規整備工事は「工事監理を行う」とありますが、これはCM（コンストラクションマネジメント）業務と推察します。WPPPガイドラインによると、本事業の事業者は、当該下水道管路の改築及び新規整備工事の契約者になれないこととなりますが、これは協力企業を含むすべての応募グループ（出資企業・協力企業）の企業に適用されますか。	今後の検討とします。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答	
176	要求水準書	59	7	2		(3)	(ウ)		工事請負契約の金額は、10年間の総額上限が公表される予定ですか？また、WPPPガイドラインにあるように5年毎及び1年毎の協定によりを工事着手することを想定されてますか。	10年間の事業費の予定は公表します。詳細については募集要項公表時に示します。	
177	要求水準書	60	7	2		(8)	(ア)		完成図書の内容は当該工事を実施した事業者（SPC）からの受注者（従って完成図書の表紙は当該事業者）でしょうか。それとも事業者でしょうか。（事業者の場合、完成図書の表紙はSPC名となります。）	今後の検討とします。	
178	要求水準書	61	7	3			(2)		「改築工事に関する協定を締結・・・」とありますが、この協定は、現事業に新たに工管路の改築工事が含まれることを意味する協定でしょうか。この場合締結する協定の当事者は誰になりますか。	ご理解のとおりです。市と事業者との協定を想定しています。	
179	要求水準書	62	7	4					改築の対象施設の能力・・・については、現在の能力が課題であると判断される場合や、7-4(1)の通り、最新の技術情報などを考慮し、決定しても良いでしょうか。	改築対象施設の能力や仕様等に関しては、改築実施設計業務で検討し、市と協議の上、決定してください。	
180	要求水準書	62	7	4		(1)	(ア)		材質については、事業者が実施する構造計算等に基づき、堅牢なものを選定することで良いでしょうか。	材質については、対象施設の耐用年数を満足し、その間の性能を満足する材質としてください。また、別紙-4に示す図書を参考に選定してください。	
181	要求水準書	62	7	4		(2)		対象施設の耐用年数	「目標耐用年数の期間、継続して機能を保持させること」とありますが、事業者が保証するものではなくその保持を目指すものとしていただきたいと存じます。	「継続して機能を保持するよう努めること。」に修正します。	
182	要求水準書	62	7	4		(2)		処理場施設の改築工事(2)対象施設の耐用年数	必要に応じて長寿命化を実施したうえで目標耐用年数を使用する、と考えて良いでしょうか。	「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版」（事業期間中に改訂された場合は改訂版）に従って検討のうえ、改築工事を実施してください。	
183	要求水準書	63	8	2		(1)	(ウ)		ここに示す緊急予防対応業務の費用は市の負担で行われるものと考えます。一方、別紙-13の緊急事態に関する基本負担の表中で「緊急出動による受注者の待機」は負担区分が受注者の○が記されています。要求水準書（素案）に準じて別紙-13の当該部分は発注者に○を記すのが良いと考えます。	別紙-13で示す「緊急出動による受注者の待機」とは、別紙-8.3の「緊急事態発生時の対応」を意図しており、仕様書業務内に含まれる内容です。	
184	要求水準書	64	8	3		(3)	(ア) (イ) (ウ)		各々の調達管理業務については「事業者の責任で・・・」とありますので、SPCの諸経費を含めた実費精算として頂きたいと存じます。	No. 80に同じ。	
185	要求水準書	64	8	3		(3)	ア	調達管理業務	SPCの責任において実施した“実費精算”につきまして、SPCの管理費を含めるものと理解いたします。	No. 80に同じ。	
186	要求水準書	65	8	4		(1)	(ア)		雨水ポンプ場等の建築設備について詳細をご提示願います。	開示資料に追加します。	
187	要求水準書	65	8	4		(2)	(ウ) (エ) (オ)		SPCの責任において実施した“実費精算”につきまして、SPCの管理費を含んでいただきたくお願いします。	No. 80に同じ。	
188	要求水準書	66	8	5		(1)	(イ)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。	
189	要求水準書	67	8	6		(1)	(ア)		年間の想定費用●万円を超えた場合は別途契約での処置となりますか。	No. 114に同じ。	
190	要求水準書	67	8	7		(2)	(イ)		ここでの費用とは沈砂・し渣等の運搬・処分費を指しますか。また、実費精算はSPCの諸経費を含めたものとして頂きたいと存じます。	沈砂・し渣等の廃棄物の処分費を意図しており、廃棄物の運搬については仕様書業務内に含まれる内容です。なお、SPCの諸経費は統括管理業務に含むものと考えます。	
191	要求水準書	67	8	7		(1)	ア		雨水ポンプ場等から発生する廃棄物（し渣）の処分は新居浜市清掃センターで処分すること良いでしょうか。	廃棄物（し渣）の処分については清掃センターでの処分は想定しておりません。事業者において処分業者と契約することを想定しています。	
192	要求水準書	68	9	1					ここにある「工事業者」とは別紙-12にある「受託者」との理解で良いでしょうか？また別紙-12にある「委託者」とは事業者（もしくは事業者のCMの役割を担う企業）との理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。	
193	要求水準書	68	9	2		(1)			「市が受理した公共樹申請・・・」とありますが、これは新居浜市民が市に申請をして受理したものの、との理解で良いでしょうか。	新たに汚水樹設置を希望する者が、市に対して申請を行い、受理したものです。	
194	要求水準書	68	9	2		(1)			「事業者は市の指定する工事業者と契約を締結し・・・」とありますが、これは9-4-(2)-(ア)にある新居浜市管工事組合に所属する企業となりますか。また所属するどの企業と契約するかは事業者の任意でしょうか。	新居浜市の排水指定工事店となり、市の指定する企業（汚水樹設置の申請に施工業者と記載されている企業）との契約とします。	
195	要求水準書	68	9	2		(1)			「市の指定する工事業者」を応募グループの「協力企業」に含めてよろしいでしょうか。	含めることに制限は設けません。	
196	要求水準書	68	9	4		(1)			汚水樹の設置工事において事業者はCM業務となりますが、このCM業務の費用はどのように積算されますか。	過年度の実績に基づくものと想定しています。	
197	要求水準書	69	9	4		(1)	(ア)	単価決定方式	「年度ごとに事業者と新居浜管工事組合との見積を比較して」とありますが、比較する理由をお示しください。	現在の決定方法を準用し、事業者が行う官積算単価と見積額を比較して安価な方を採用することを想定しています。	
198	要求水準書	69	10	1		(1)	(ア) (イ)		市による準備	移行期間に事業者による確認作業は出来ますか。	移行期間中の確認は可能です。
199	要求水準書	69	10	1		(3)	(ア)	確認の方法	健全性の確認の結果、事業期間中の継続運転に懸念があり、且つ計画修繕による回復が期待できない機器があった場合の対応についてご教示願います。	協議により対応を決定するものとします。	
200	要求水準書	69	10	1		(3)	(イ)		事業開始時に、物理的に確認が出来ない機器・管渠等の対応についてご教示願います。	設置年度などの情報による確認を行い、協議によりリスク分担などの対応を定めるものとします。	
201	要求水準書	70	10	2		(1)	(ウ)		事業期間中に休止させた施設においては、予防保全をしないケースがあります。健全度判断においては当該事情をご考慮願います。	要求水準書に記載のとおり、撤去及び休止している設備等がある場合は除くものとします。なお、休止後稼働した機器については状況に応じ、協議します。	
202	要求水準書	71	11	2		(2)	(イ)	基本実施計画	基本実施計画の記載内容および提出期限をご教示願います。	第11章に示した要求水準を満足するための実施計画を記載してください。提出期限は募集要項公表時に示します。	
203	要求水準書	73	11	4		(3)	(イ)	移行期間の延長等	不可抗力により事業開始の遅延に至った場合の費用負担についてご教示ください。	今後の検討とします。	
204	要求水準書	73	12	1		(1)			本件施設の一部の変更又は改良等が、補助金等の対象になる場合、交付されることを確認後に実施することで問題ないでしょうか。	当該事項については、事業者の責任と費用で行うことを想定しております。補助金等の対象となる事業については現段階では想定しておりません。	
205	要求水準書	73	12	1		(1)		本件施設の一部の変更又は改良等	事業期間中にこれらの提案により、費用の削減が見込まれる場合はプロフィットシェアの対象になり得るでしょうか。	今後の検討とします。	

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	採用回答
206	要求水準書	74	12	1		(4)		市又は事業者による費用の変更又は損害が生じたときの措置	事業前半期に施設を改良した場合、第4期のストックマネジメント計画は当該改良を反映した内容になるかと思えます。原状復帰した場合、改良前に戻るので、第4期ストックマネジメント計画の内容が変更されることでよろしいでしょうか。	当該施設の所有権は事業者に帰属するものと想定しており、ストックマネジメント計画に当該改良は反映は想定しておりません。
207	要求水準書	74	12	1		(5)		改良施設等の撤去等に関する原状復帰	施設改良は、事業期間終了時原状復帰が原則となりますか。	原則現状復帰を原則とします。ただし、市からの特段の指示がある場合はこの限りでないことと想定しています。
208	要求水準書	74	12	2		(1)			本件施設への設備の設置等が、補助金等の対象になる場合、交付されることを確認後に実施することで問題ないでしょうか。	No.204に同じ。
209	要求水準書	74	12	2		(4)			これらの提案により、費用の削減が見込まれる場合はプロフィットシェアの対象になり得るでしょうか。	今後の検討とします。
210	要求水準書	75	13	1		(1)		第13章 業務報告書類に関する事項 13.1. 業務日報 (1) 業務日報の内容	「市と共有で確認できる箇所にデータ形式または書類にて・・・」とあります。書類(紙)での保管は必須ではないとの理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
211	要求水準書	83	14	2		(1)		コンサルタント業務及び改築工事に関するモニタリング	第7章における改築に関しては、市により工事完成検査が実施されます(60ページ第7章7-2. 改築の基本的水準(8)完成図書(ア)の提出と工事完成検査(ア))。改築工事に関するモニタリングは、第7章の完成検査とは別と考えてよろしいでしょうか。あるいは完成検査をもってモニタリング実施と考えて良いでしょうか。	完成検査をもって市モニタリングの実施とします。
212	要求水準書	88	14	6	1	(1)		改善計画書の具備すべき条件	「モニタリングの結果」とありますが、ここでいうモニタリングとは、月間報告・年間報告の事を指しますか。	14-1~14-5に記載されている全てのモニタリング及び業務実施状況の確認の結果を指します。
213	要求水準書	89	14	6	1	(2)	(ウ)	改善状況に関する報告	「表12-5から表12-8」の記載がありません。	「表13-6から表13-10」に記載を修正します。
214	要求水準書	90	14	8		(2)		重要な要求水準の達成状況の確認	「重要な要求水準」は別途事前に指定されると考えて良いでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
215	要求水準書	90	14	8		(2)	(ウ)	重要な要求水準の達成状況の確認	「達成率●%」とあるが、指定された項目が必ずしも等価になるとは考えにくく、一律●%ではなく、グループ毎に設定する等が望ましいと思えます。	今後の検討とします。
216	要求水準書	91	14	9				事業評価委員会	第3者出席の事後評価委員会は、中間総合評価とは別途実施でしょうか。※事業者側からすると同じ内容を2回繰り返すこととなります。事後評価の対象が、事業そのものに対するものであれば市側が対象となり、事業者が対象であれば中間総合評価に第3者が出席すれば良いかと思料します。	事業評価委員会と中間総合評価は別途実施を予定しております。事業評価委員会においては、中間総合評価で実施する違反事項や達成状況だけでなく、本事業における定性的効果、定量的効果の検証を行うことを目的とし開催することを想定しております。
217	要求水準書	92	15	3	1	(1)	(イ)	水質異常における対応等	条項の「関係機関若しくは住民等に連絡又は周知」は「市」が行う、ことで良いでしょうか。	原則として市が行うことを想定しています。
218	要求水準書	93	15	3	2	(3)		異常水量における対応等	最も想定されるケースとして、雨天時の不明水が想定されますが、当該ケースも「(3)異常水量」事由かと存じます。	ご認識のとおりです。
219	要求水準書	95	16	1		(1)		業務引継ぎ書の作成等	「事業引継ぎ書」というより「業務マニュアル」に相当するものを意図していますか。	要求水準書(素案)に記載のとおりです。
220	要求水準書	95	16	1		(2)		業務引継ぎ書の作成等	「いつでも」とあるが事業期間中と考えてよいですか。期間を限定するのが望ましいです。	今後の検討とします。
221	要求水準書	95	16	3				文書の公開	「事業者の意見を聞く」とありますが、運転手法には事業者の知財もしくはノウハウが含まれる場合があり、事業者の要求に応じて墨入れ等の処置をご理解いただきたいと存じます。	内容に応じて事業者と協議の上、公開範囲を決定することを想定しています。
222	要求水準書(別紙)	1		別紙-1				業務の履行に必要な有資格者	将来、蒸気ボイラが温水ボイラに更新された時点で、ボイラー技士は条件から外れると考えて良いでしょうか。	No.44に同じ。
223	要求水準書(別紙)	1		別紙-1				業務の履行に必要な有資格者	「小型移動式クレーン運転技能講習終了者」はどのような状況で必要と考えていますか。	今後の検討とします。
224	要求水準書(別紙)	3		別紙-2				経済リスク-金利変動	金利変動については、短期リスクは事業者の責と考えられるが、長期リスクは発注者で担保していただきたいです。	別紙-2のとおりです。なお、義務事業、付帯事業に係る費用は市が負担します。その上で長期借入が必要な場合、当該リスクは事業者が負担することを想定しています。
225	要求水準書(別紙)	3		別紙-2				市と事業者のリスク分担	社会リスク/住民対応「受注者の業務実施に伴い・・・」についての窓口は発注者と考えて良いでしょうか。	内容に応じて適切な者が窓口になることと想定しています。
226	要求水準書(別紙)	3		別紙-2				市と事業者のリスク分担	社会リスク/第3社賠償の受注者のリスクには上限金額を設けて頂きたいです。	詳細は募集要項公表時に示します。
227	要求水準書(別紙)	3		別紙-2				市と事業者のリスク分担	経済リスク/国庫補助金の不足の「・・・改築の遅れに起因した・・・」の部分はどのように証明することを想定されていますか。	改築を予定していた施設の性能低下、異常等に起因した要求水準の未達かどうかを判断します。個別の事象を踏まえ、市と事業者が協議することを想定しています。
228	要求水準書(別紙)	4		別紙-2				市と事業者のリスク分担	工事/工事の遅延・未完成・費用増大リスクの「受注者の責による・・・」についてはP3経済リスク/物価変動の部分が適用されるという認識で良いですか。	当該リスク分担は「受注者の事由による」リスクを指しており、物価変動リスクとは別とお考え下さい。物価変動により費用が増大した場合、P3経済リスク/物価変動の部分が適用されます。
229	要求水準書(別紙)	5		別紙-2				市と事業者のリスク分担	機能リスク/雨水(仕様)/災害・事故の「受注者の責に帰すべき事由による災害・・・」とはどのようなものを想定されていますか。	受注者が要求水準に従う業務を実施しなかった場合を想定しています。
230	要求水準書(別紙)	5		別紙-2				機能リスク-施設・設備の損傷	「劣化・老朽化に対する適切な維持管理」とありますが、劣化・老朽化に対して特別に実施できることは無いため、「劣化・老朽化に対して」の文言は削除願いたいです。	今後の検討とします。
231	要求水準書(別紙)	63		別紙13				緊急事態に関する基本負担	「設備破損事故」において、「機能回復措置の実施」が事業者負担となっていますが、経年劣化による破損等必ずしも事業者の責と言えないものも想定されます。破損の原因に合わせたリスク分担をお願い致します。	緊急事態に関する基本負担については、対応区分を示したものであり、費用負担等についてはリスク分担又は要求水準書(素案)内の各水準に記載されている内容によるものです。記載内容を緊急事態に関する役割分担に修正します。
232	要求水準書(別紙)	98	参考資料2	2	2-1	(2)		日常点検	汚泥脱水機運転および浮上凝集剤落ち口点検、清掃が「1日1回」となっていますが、休日等運転を実施しない日は省略して良いですか。	運転を実施しない日は省略できるものとします。
233	要求水準書(別紙)	105	参考資料3					各業務における精算対象の考え方	「総括管理」は精算の対象外となっていますが、人件費に係る部分については精算対象として頂きたい。	物価変動の対象となりますが、精算の対象とは想定していません。